

産後ケア事業を拡充し、「宿泊型」・「通所型」のケアを開始します！

問合せ先 子ども総合支援課母子保健グループ(あいあい) ☎98-5003

令和8年度から産後ケア事業を拡充し、心身のケアや育児のアドバイスなど、産後のお母さんのサポートを開始します。

対象

市内に住民登録があり、産後ケアを必要とする産後1年未満の産婦(流産や死産を含む)
※産婦や周りの家族が発熱や感染症の症状があるなど、受診・治療・入院が必要な場合は対象外となります。

ケアの種類

宿泊型:施設に泊まってケアを受けます。休息を希望する人におすすめです。

通所型:日帰りでのケアを希望する人におすすめです。

訪問型:自宅でケアを受けられます。自宅の環境に合わせた育児アドバイスを希望する人におすすめです。

自己負担額

種類、回数によって異なります。

利用回数

▷「宿泊型」、「通所型」、「訪問型」合わせて7回以内(宿泊型:1泊2日=2回と数えます)

▷多胎児の場合、お子さんの数×7回以内(ただし、8回以降は訪問型のみ利用可)

その他

出産後から申込可能です。

※利用可能な医療機関や助産所、自己負担額、注意事項など詳しくは、子ども総合支援課母子保健グループへお問い合わせください。

